

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・ 指定納付受託者の指定

所管課（室）名

監 理 課

告 示

長崎県告示第339号の1

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、歳入等の納付事務に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年5月8日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日
令和5年5月8日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称
大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA
株式会社エフレジ

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト